



# 協賛規定

## (1) 協賛申し込み及び本規定の効力の発生

主催社は当イベントの開催に向け最大限の努力をします。協賛の申し込みは、本申込書に必要事項を記入・署名・捺印し、事務局に提出することにより受理されます。その時点で協賛社は本協賛規定に同意したものとみなされ、本規定の効力が発生し、協賛社は本規定を遵守する義務が発生します。なお、主催社は本イベントへの協賛が適当でないと判断した場合、協賛申込書の受理を拒否することができます。また、これにより生ずる損害等に対し、主催社は一切の責任を負わないものとします。

## (2) 協賛料支払方法

本協賛申込書を主催社にご提出いただいた後、折返し発行する請求書のとおり記載された期限までに消費税込合計金額を事務局の日本食糧新聞社の口座までお振込ください。協賛料を期限内にお支払いいただけない場合は、協賛申込みを取消させていただきます。

振込先指定銀行口座  
銀行：りそな銀行 室町支店 普通口座：4008126  
口座名：ニツシヨクビジネスサポート カ)ニホンシヨクリヨウシンブンシヤ

## 支払期限：2018年3月30日(金)

※振込手数料は申込者にてご負担願います。支払方法は銀行振込とし、手形等によるお支払はお受けできません。

## (3) 協賛料に含まれないもの

協賛料に含まれるものについては別紙「協賛プランのご案内」にてご確認ください。

▼以下のものは協賛料に含まれません。

- 各社協賛PRブース／展示コーナーの搬入出費
- 臨時電話・ISDN・ADSL等の通信回線の仮設費と通信料金
- 基準時間外の会場使用料
- 電気・給排水・ガス等の工事費と使用料
- 自社展示物及び対人障害などの保険料
- 会場設備・備品及び他社展示物の破損、紛失弁償費
- 各社協賛PRブース／展示コーナー内のゴミ処分に係る費用
- その他、通常小間料金に含まれない費用とみなされるもの

## (4) 協賛申込後の解約（一部解約も含む）

協賛社が、協賛申し込みの解約（一部解約も含む）をする場合、書面に主催社に通知の上、下記の通り協賛社は解約料を支払うものとします。協賛社が上記相当金額を未だ支払っていないときは、直ちにこれを支払うものとします。

協賛社が既に支払った金額が上記相当金額を超えているときは、主催社より超過分から振込手数料を引いた金額を返還します。

書面による解約通知を受理した日	解約料
2018年3月30日(金)迄	協賛料の50%
2018年4月1日(土)以降	協賛料の100%

## (5) 協賛PRブース／展示コーナー位置の決定

協賛PRブース／展示コーナー位置は協賛製品、協賛規模、申込み順などを考慮して主催社が決定します。また、主催社は、展示会規模の変動や入場整理の都合上、または展示効果向上のために小間図面を変更し、それに関連して小間を再配置する権利を有します。その際、協賛社は、小間位置の変更に対する賠償請求はできないものとします。

## (6) 小間の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

協賛社は、自社分の小間を主催社の承諾なしに、転貸、売買、譲渡あるいは交換することはできません。

## (7) イベントの運営

主催社はイベントの業務を円滑に遂行するため、各種規定の制定、修正、追加を行うことができます。協賛社が「協賛規定」その他、協賛の手引き上での規定に違反した場合、主催社はその協賛社の協賛中止の措置をとることができます。その場合、そのPRブース／展示コーナーは主催社が処分することができ、協賛料の扱いについては、協賛規定(4)「協賛申込後の解約（一部解約も含む）」に準拠します。

## (8) 諸経費の負担

① 試飲・試食を行う場合、その提供方法により手洗い、流し等の給排水設備が必要になる場合があります。その際の共同給排水設備の利用費用は協賛社の負担となります。

② 電気を必要とするときは、所定の申込み用紙で手続きを行い、所定料金を各業者にお支払いください。

③ 展示物の輸送、搬入・搬出、展示、実演、撤去その他協賛社の行為に属する費用は、すべて協賛社の負担となります。

## (9) 消防法規等

協賛社は会場施設に適用されるすべて消防及び安全に関する法規・注意事項等を遵守しなければなりません。

## (10) 騒音及び迷惑行為の防止と協賛中止の措置

他の協賛社に著しく迷惑をかけている、あるいはその恐れがある、または協賛内容が本展に適切でないと主催社が判断した場合、主催社はその協賛社に対し、協賛の中止の措置をとることができます。この場合、協賛料の扱いについては、協賛規定(4)「協賛申込後の解約（一部解約も含む）」に準拠します。

## (11) 展示物の管理と免責

展示物の管理は、各協賛社の責任において行ってください。主催社及び事務局は、その損害、盗難、紛失、破損等については一切責任を負わないものとします。

## (12) 事故防止及び保険

協賛社は、展示物の搬入出、展示、実演、撤去などを通じて事故発生の防止に努めてください。主催社はこれらの作業を通じ、必要と認められた場合に事故防止のための処置を命じ、その作業を制限または中止を求めることがあります。また会場への展示物等の搬入から撤去までに必要と思われる損害保険には、各協賛社で加入してください。会期中、協賛PRブース／展示コーナー内の警備・保険に関しても各協賛社で行ってください。主催社及び事務局は、一切責任を負わないものとします。

## (13) 補償

協賛社が、他社協賛PRブース／展示コーナー、主催社の運営設備、会場設備または人身等に損害を与えた場合は、その補償は協賛社の責任になります。主催社及び事務局は、一切責任を負わないものとします。

## (14) 展示物の搬入・搬出と撤去

会場への展示物等の搬入期間および会場の設営工事期間などの詳細につきましては、別途、協賛要項にてご案内いたします。会期中は主催社の承認なしに、展示物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。展示物や協賛PRブース／展示コーナー内の保守及び清掃は、各協賛社の責任において行ってください。主催社の定められた日時までに撤去されない展示物等は、協賛社の費用で主催社が撤去いたします。

## (15) イベントの中止

① 主催社は当イベントの開催に向け最大限の努力をしますが、不可抗力及びやむを得ない理由に限り当イベントを中止し、本契約を解除できる権利を有するものとします。この場合、協賛社の帰すべき理由、または、原子力危険・放射能危険・戦争・地震・火山の噴火・津波・火災・悪天候・疾病の流行等の自然災害、政治もしくは経済の混乱、公権力の行使等の理由により中止され、本契約が解除されたものであるときは、主催社は協賛社に対し協賛料を返還する義務を負わないほか、本契約の解除によって協賛社が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。

② その他の理由により中止された場合には、既に払い込まれた協賛料については、必要経費を差し引いた上でなお余剰金があった場合、協賛社に返還いたします。なお、本契約の解除によって協賛社が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。

## (16) 会期・会場、開場時間の変更

主催社は、やむを得ない事情により当イベントの会期・会場及び開場時間を変更することがあります。この変更を理由として協賛申込みの取り消し、本契約の解除はできません。また、これによって協賛社が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。

## (17) 協賛規定の遵守

① 協賛社は、主催社が定める一連の規定(協賛申込書、協賛要項等)を本契約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。万が一規定に違反した場合は、主催社は理由の如何にかかわらず協賛の拒否または本契約を解除することができるものとします。この場合、主催社は協賛社の自己負担により小間を撤去ことができ、既に払い込まれた協賛料等は返還いたしません。また、これによって協賛社が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。

② また、主催社と協賛社、来場者、関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、主催社所在地の裁判所に裁定を委ねます。